

○いちゅい具志川じんぶん館条例施行規則

平成20年12月26日

規則第59号

改正 平成22年3月26日規則第17号

平成26年3月31日規則第15号

平成28年3月31日規則第23号

令和5年7月28日規則第47号

いちゅい具志川じんぶん館条例施行規則（平成17年うるま市規則第132号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、いちゅい具志川じんぶん館条例（平成20年うるま市条例第40号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、いちゅい具志川じんぶん館（以下「じんぶん館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の申請）

第2条 条例第5条に規定する申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1） 定款、規約又はこれに準ずるもの
- （2） 事業計画書
- （3） 収支予算書
- （4） その他市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定）

第3条 市長は、条例第6条又は第7条の規定により指定管理者に指定されたものに対し、指定管理者指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（指定管理者の指定の取消し）

第4条 市長は、条例第8条第1項の規定により指定の取消しを命じられた指定管理者に、指定管理者指定取消書（様式第3号）により通知するものとする。

（協定の締結）

第5条 条例第10条の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 施設の管理運営に関する事項

- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 施設の維持管理費に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の停止に関する事項
- (7) その他施設の状況に応じて定める事項

(開館時間及び休館日の変更申請)

第6条 指定管理者は、開館時間及び休館日の変更があるときは、いちゅい具志川じんぶん館（開館時間・休館日）変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(利用の許可の申請)

第7条 条例第13条の規定により施設等を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、企業業務室については、いちゅい具志川じんぶん館企業業務室利用許可申請書（様式第5号）を、市民活用施設、共同利用施設及び市民交流広場については、いちゅい具志川じんぶん館施設等利用許可申請書（様式第6号）を、指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第8条 指定管理者は、前条の規定により許可申請があったときは、速やかにその可否を決定し、企業業務室の利用を許可したときは、いちゅい具志川じんぶん館企業業務室利用許可書（様式第7号）を、市民活用施設、共同利用施設及び市民交流広場の利用を許可したときは、いちゅい具志川じんぶん館施設等利用許可書（様式第8号）を申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、条例第14条の規定により施設等の利用を許可しないときは、いちゅい具志川じんぶん館施設利用不許可通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(利用許可の変更)

第9条 じんぶん館の利用許可を受けた申請者（以下「利用者」という。）が、利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、いちゅい具志川じんぶん館企業業務室利用変更許可申請書（様式第10号）又はいちゅい具志川じんぶん館施設等利用変更許

可申請書（様式第11号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請に対し、いちゅい具志川じんぶん館企業業務室利用変更許可書（様式第12号）又はいちゅい具志川じんぶん館施設等利用変更許可書（様式第13号）を利用者に交付するものとする。

（利用許可の取消し等）

第10条 利用者は、利用開始前にじんぶん館を利用しないこととなったときは、いちゅい具志川じんぶん館企業業務室利用取消申請書（様式第14号）又はいちゅい具志川じんぶん館施設等利用取消申請書（様式第15号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、条例第16条の規定により利用を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止したときは、いちゅい具志川じんぶん館企業業務室利用（取消・制限・停止）通知書（様式第16号）又はいちゅい具志川じんぶん館施設等利用（取消・制限・停止）通知書（様式第17号）により利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 許可なく寄附金品の募集、物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。ただし、指定管理者が認める場合はこの限りでない。
- （2） 所定の場所以外に出入りしないこと。
- （3） 所定の場所以外で飲食、喫煙又はこれに類する行為をしないこと。
- （4） 許可なく壁、柱等に貼り紙、釘打ち等しないこと。
- （5） 備え付け物件等の取扱いを適切に行うこと。
- （6） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物類を携帯しないこと。
- （7） 火災、盗難の予防等に留意し、利用に係る施設の秩序を維持すること。
- （8） その他管理上不適切な行為を行わないこと。

（特別設備の届出）

第12条 利用者は、じんぶん館内に特別な設備等を設置しようとするときは、いちゅい具志川じんぶん館特別設備設置届出書（様式第18号）を指定管理者に提出し、承認を得なければならない。

(施設等の損傷、滅失の届出)

第13条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにいちゅい具志川じんぶん館施設等損傷・滅失届出書(様式第19号)を指定管理者に届け出なければならない。

(附属設備等の利用料金)

第14条 附属設備等の利用料金は、別表に定めるとおりとする。

(利用料金の納付)

第15条 条例第18条の規定による利用料金は、利用する日の前日までに納めなければならない。ただし、企業業務室の月額利用料金は、当該月の末日までに納付するものとし、年額納付の場合は、入居した月の翌月末日までに納付するものとする。この場合において、2年目以降は4月末日までに納付するものとする。

(共益費の納付)

第16条 条例第18条第8項の規定による共益費を決定し、利用者から徴収する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 共益費の納付の方法については、前条の規定を準用する。

(企業業務室利用料金の減額)

第17条 条例第19条の規定により、入居した月から3年間は企業業務室利用料金を減額することができ、その割合は次のとおりとする。

- (1) 入居した月から起算して1年間 5割
- (2) 2年目の1年間 3割
- (3) 3年目の1年間 2割

2 前項の規定により、利用料金の減額を受けようとする者は、条例第13条の許可を受ける際にいちゅい具志川じんぶん館企業業務室利用料金減額申請書(様式第20号)を指定管理者に提出し、その承認を得なければならない。

(市民活用施設、共同利用施設及び市民交流広場利用料金の減免)

第18条 条例第19条の規定により、市民活用施設、共同利用施設及び市民交流広場利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 市が共催する行事に利用する場合 5割

- (3) 国、地方公共団体等が利用する場合 減額又は全額
 - (4) 入居企業が人材育成に関する事業を主たる目的のために利用し、指定管理者が特に必要と認める場合 全額
 - (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する市内に所在する市立学校が教育目的のために利用する場合 全額
 - (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく市内に所在する社会福祉団体がその事業目的のために利用する場合 5割
 - (7) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内に所在する社会教育関係団体が社会教育に関する事業を主たる目的のために利用する場合 5割
 - (8) その他指定管理者が特に必要と認める場合 5割
- 2 前項の規定により、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、条例第13条の許可を受ける際にいちゅい具志川じんぶん館施設等利用料金減額・免除申請書（様式第21号）を指定管理者に提出し、承認を得なければならない。

（利用料金の返還）

第19条 条例第20条ただし書の規定により、利用料金を返還することができる特別の理由及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰すことができない事情により、利用できなかった場合 全額
- (2) 利用開始3日前までに利用の取消しがあった場合 5割
- (3) その他指定管理者が特に必要と認める場合 5割又は全額

2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする者は、いちゅい具志川じんぶん館施設等利用料金返還請求書（様式第22号）を指定管理者に提出しなければならない。

（広告類の掲示禁止）

第20条 じんぶん館の建物及び敷地内において、無断で広報その他これに類するものを掲示し、又は配布してはならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第21条 条例第21条の規定する書面は、事業報告書（様式第23号）によるものと

する。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、じんぶん館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前のいちゅい具志川じんぶん館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日から指定管理者が指定する日までの間においては、第7条から第10条まで、第12条、第13条及び第17条から第19条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、第14条、第15条及び第17条から第19条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

附 則 (平成22年3月26日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の附属設備等の利用料金に関する規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、この規則の施行の日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前のうるま市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前のうるま市個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前のうるま市コミュニティ防災センター条例施行規則、第5条の規定による改正前のうるま市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前のうるま市社会福祉センター条例施行規則、第7条の規定による改正前のうるま市健康福祉センター条例施行規則、第8条の規定による改正前のうるま市生活保護法施行細則、第9条の規定による改正前のうるま市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則、第10条の規定による改正前のうるま市助産の実施に係る事務取扱規則、第11条の規定による改正前のうるま市児童館条例施行規則、第12条の規定による改正前のうるま市こどもセンター条例施行規則、第13条の規定による改正前のうるま市子ども・子育て支援法に基づく支給認定等に関する規則、第14条の規定による改正前のうるま市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額等を定める条例施行規則、第15条の規定による改正前のうるま市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第16条の規定による改正前のうるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則、第17条の規定による改正前のうるま市老人ホーム入所措置等に関する規則、第18条の規定による改正前のうるま市伊計島老人憩いの家条例施行規則、第19条の規定による改正前のうるま市高齢者等緊急一時保護事業実施規則、第20条の規定による改正前のうるま市福祉電話設置規則、第21条の規定による改正前のうるま市高齢者紙おむつ支給事業実施規則、第22条の規定による改正前のうるま市住宅改修支援事業実施規則、第23条の規定による改正前のうるま市重度身体障害者等訪問入浴サービス事業実施規則、第24条の規定による改正前のうるま市津堅島介護保険地域密着型サービス施設条例施行規則、第25条の規定による改正前のうるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例施行規則、第26条の規定による改正前のうるま市学習等供用施設その他の施設条例施行規則、第27条の規定による改正前のうるま市農村環境改善センター等条例施行規則、第28条の規定による改正前のうるま市イモゾウムシ等防除条例施行規則、第29条の規定に

よる改正前のうるま市荷捌施設・漁民研修施設条例施行規則、第30条の規定による改正前のうるま市水産物鮮度保持施設条例施行規則、第31条の規定による改正前のあやはし館の設置及び管理に関する条例施行規則、第32条の規定による改正前のいちゅい具志川じんぶん館条例施行規則、第33条の規定による改正前の石川地域活性化センター舞天館条例施行規則、第34条の規定による改正前のうるま市立地企業の支援に関する条例施行規則、第35条の規定による改正前のうるま市IT事業支援センター条例施行規則、第36条の規定による改正前のうるま市商工業研修等施設条例施行規則、第37条の規定による改正前のうるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例施行規則、第38条の規定による改正前のうるま市景観条例施行規則、第39条の規定による改正前のうるま市石川多目的ドームの設置及び管理に関する条例施行規則、第40条の規定による改正前のうるま市地域交流センター条例施行規則、第41条の規定による改正前のうるま市道路占用規則、第42条の規定による改正前のうるま市法定外公共物管理条例施行規則、第43条の規定による改正前のうるま市火災予防条例施行規則及び第44条の規定による改正前のうるま市危険物規制施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年7月28日規則第47号）

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第14条関係）

品名	単位	利用料金（円）	備考
会議室等音響設備	1日	320	移動型
プロジェクター	1日	430	移動型
モノクロコピー（A3まで）	1枚	10	
カラーコピー（A3まで）	1枚	50	

備考 利用料金は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

うるま市長 様

申請者

住所

名称(団体名)

代表者氏名

㊟

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

いちゅい具志川じんぶん館について、指定管理者の指定を受けたいので、いちゅい具志川じんぶん館条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 施設の名称

2 添付書類

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

うるま市長

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

いちゅい具志川じんぶん館条例(第6条・第7条)の規定により、次のとおりいちゅい具志川じんぶん館の指定管理者として指定します。

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称
施設の所在地

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指定の条件

- (1) 利用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (2) 利用の許可の取消し、立入りの制限等に関する業務
- (3) 施設の原状回復に関する業務
- (4) 利用料金の收受、減免又は返還に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 その他

施設の利用料金及び管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとする。

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

うるま市長

指 定 管 理 者 指 定 取 消 書

次のとおり、いちゅい具志川じんぶん館条例第8条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消します。

1 施設の名称

2 取消年月日

年 月 日

3 取消理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

うるま市長 様

指定管理者



いちゅい具志川じんぶん館(開館時間・休館日)変更等承認申請書

下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更期間
- 3 変更内容
- 4 変更理由

様式第5号(第7条関係)

いちゅい具志川じんぶん館企業業務室利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

商号又は名称 _____

所在地 _____

代表者名 _____ (印)

申請責任者名 _____

連絡先 _____

次のとおり、いちゅい具志川じんぶん館企業業務室を利用したいので、許可くださるよう申請します。

利用室名				
業種及び営業種目				
資本金				
営業の沿革	創業年月日： 年 月 日			
経営比率 (流動比率)	流動資産	千円	× 100 =	%
	流動負債	千円		
営業実績 (過去2年間)	年 売上高	千円		
	年 売上高	千円		
社員数 ()はうるま市民の人数を内数で示す)	事務職員	技術職員	その他	合計
	()	()	()	()
入居に伴う 雇用予定人員	事務職員	技術職員	その他	合計
利用料金 減額の有無	有 ・ 無			
利用開始希望日	年 月 日			
利用希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
備考				

※以下の欄は記入しないでください。

年 月 日 許可・不許可	許可番号	第 号
	減額の可否	可 ・ 否
不許可の理由		

いちゅい具志川じんぶん館施設等利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

所属団体名 _____
 住 所 _____
 代表者名 _____
 申請者名 _____
 連絡先 _____

次のとおりいちゅい具志川じんぶん館を利用したいので、許可くださるよう申請します。

催 物 名 称							
利 用 内 容						参加人数	名
利 用 日	年 月 日 (曜日)						
※複数日利用される場合は こちらに日をご記入下さい。							
利 用 施 設 設 び 間 及 利 用 時 間	※利用する施設と時間 区分内の空欄に○印を 記入して下さい。		市民活用施設				その他
			市民 研修室	市民 会議室	市民 活用室	大研修室	
	午 前	9時～12時					
	午 後	13時～17時					
	夜 間	18時～20時					
	昼 間	9時～17時					
	昼 夜 間	13時～20時					
	終 日	9時～20時					
	市民交流広場		時 ～ 時				
冷 房 設 備 の 利 用	利用する ・ 利用しない						
参 加 費 等	有(円)・無		物 品 販 売	有(円)・無			
利 用 機 器	グラウンドゴルフ	プロジェクター	マイク	ピンマイク	ホワイトボード	その他 利用機器	
	ゴール	セット	利用する 持ち込み 利用しない	本	本	個	
支 払 方 法	窓口支払 ・ 口座振込						
備 考							

以下の欄は記入しないでください。

年 月 日 許可・不許可	許 可 番 号	第 号
	減 免 の 可 否	可・否

様式第8号(第8条関係)

いちゅい具志川じんぶん館施設等利用許可書				
		第 号		
		年 月 日		
様				
指定管理者			㊟	
年 月 日利用許可申請のあったいちゅい具志川じんぶん館施設の利用を、次のとおり許可します。				
利用会議室等名 (該当するものに ○をつけてくださ い。)	1	市民活用施設(市民研修室 市民会議室 市民研修室 大研修室)		
	2	共同利用施設(研修室 OJトレーニング室)		
	3	市民交流広場(レクリエーション機材 夜間照明 その他)		
	4	附属設備(ビデオ編集機材 その他)		
利用目的				
利用日時	年 月 日()	時から		
	年 月 日()	時まで		
冷房設備の利用	利用する	・	利用しない	
入場予定人員	延べ 人			
機器等操作員				
附属設備				
利用料金減免の有無	有 ・ 無			
入場料等	無料	{招待券、会員券 整理券、関係者}	有料	
利用責任者	電話番号			
備考				
利用料金	基本利用料金	円	冷房利用料金	円
	附属設備利用料金	円	利用料金合計	円
	減額率	%	減額後の利用料金	円
(許可条件) いちゅい具志川じんぶん館条例及び同施行規則の規定を遵守すること。				

様式第9号(第8条関係)

いちゆい具志川じんぶん館施設利用不許可通知書 年 月 日 様 指定管理者 ㊟ いちゆい具志川じんぶん館条例施行規則第5条に基づき次のとおり利用不許可を通知します。	
申請年月日	年 月 日
施設の名称	
利用申請期間	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで
利用不許可の理由等	
教示 1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者であるを被告として)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。	

様式第10号(第9条関係)

いちゅい具志川じんぶん館
企業業務室利用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 商号又は名称 _____
所在地 _____
代表者名 _____ (印)
連絡先 _____

年 月 日付け第 _____ 号で利用許可のあったいちゅい具志川じんぶん館企業業務室の利用を、下記のとおり変更したいので申請します。

変更開始日	年 月 日
変更理由	
変更事項	
備考	

※以下は記入しないでください。

年 月 日 許可・不許可	不許可理由	
--------------	-------	--

様式第11号(第9条関係)

いちゅい具志川じんぶん館
施設等利用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 商号又は名称 _____
所在地 _____
代表者名 _____
連絡先 _____

年 月 日付け第 号で利用許可のあったいちゅい具志川じんぶん館施設等の利用を、下記のとおり変更したいので申請します。

利 用 日 時	年 月 日 () 時から 時
変 更 事 項	
変 更 理 由	
備 考	

※以下は記入しないでください。

年 月 日 許可・不許可	不許可理由	
--------------	-------	--

様式第12号(第9条関係)

いちゅい具志川じんぶん館
企業業務室利用変更許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



年 月 日利用変更申請のあったいちゅい具志川じんぶん館企業業務室の利用変更を、下記のとおり許可します。

変更開始日	年 月 日			
変更理由				
変更事項				
備考				
変更利用料金	基本利用料金	円	冷房利用料金	円
	附属設備 利用料金	円	利用料金合計	円
	減額率	%	減額後の 利用料金	円

様式第13号(第9条関係)

いちゅい具志川じんぶん館
施設等利用変更許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



年 月 日利用変更申請のあったいちゅい具志川じんぶん館施設等の利用変更を、
下記のとおり許可します。

利 用 日 時	年 月 日 () 時から 時			
変 更 理 由				
変 更 事 項				
備 考				
変 更 利 用 料 金	基本利用料金	円	冷房利用料金	円
	附 属 設 備 利 用 料 金	円	利用料金合計	円
	減 額 率	%	減 額 後 の 利 用 料 金	円

様式第14号(第10条関係)

いちゅい具志川じんぶん館
企業業務室利用取消申請書

年 月 日

指定管理者 様

商号又は名称 _____

所在地 _____

申請者 代表者名 _____ (印)

申請責任者名 _____

連絡先 _____

年 月 日付け第 号で利用許可のあったいちゅい具志川じんぶん館企業業務室の利用を、下記の理由により取り消し願います。

企業業務室名	
利用開始日	年 月 日
取消理由	
取消事項	
取消年月日	年 月 日
備考	

様式第15号(第10条関係)

いちゆい具志川じんぶん館
施設等利用取消申請書

年 月 日

指定管理者 様

商号又は名称 _____

所在地 _____

申請者 代表者名 _____

申請責任者名 _____

連絡先 _____

年 月 日付け第 号で利用許可のあったいちゆい具志川じんぶん館施設等の利用を、下記の理由により取り消し願います。

利 用 室 名	
利 用 日 時	年 月 日() 時から 時まで
取 消 理 由	
取 消 事 項	
備 考	

様式第16号(第10条関係)

いちゅい具志川じんぶん館企業業務室
利用(取消・制限・停止)通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 

年 月 日付け第 号により許可しましたことについて、いちゅい具志川じんぶん館条例第16条及び同施行規則第10条の規定により、下記のとおり利用許可の取消
利用の制限 をしたので通知します。
利用の停止

企業業務室名	
利用開始日	年 月 日
取消 制限理由 停止	
制限事項	
取消 制限年月日 停止	年 月 日
備考	

様式第17号(第10条関係)

いちゅい具志川じんぶん館
施設等利用(取消・制限・停止)通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 

年 月 日付け第 号により許可しましたことにつきまして、いちゅい具志川じんぶん館条例第16条及び同施行規則第10条の規定により、下記のとおり
利用許可の取消
利用の制限 をしたので通知します。
利用の停止

利用室名	
利用日時	年 月 日() 時から 時まで
取消 制限理由 停止	
制限事項	
備考	

様式第18号(第12条関係)

いちゅい具志川じんぶん館特別設備設置届出書	
年 月 日	
指定管理者	様
	所属団体名 _____
	住 所 _____
申請者	代表者名 _____
	申請者名 _____
	連絡先 _____
<p>次のとおりいちゅい具志川じんぶん館に下記の設備を設置したいので、承認願います。</p>	
利用室等名 (該当するものに○をつけてください。)	1 企業業務室 (研究開発室 業務室(A) 業務室(B)) 2 市民活用施設(市民研修室 市民会議室 市民研修室 大研修室) 3 共同利用施設(研修室 OJトレーニング室) 4 市民交流広場
設置予定特別設備名	
特別設備の仕様書	
特別設備安全管理者名	
利用目的	
利用日時	年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで
入場予定人員	延べ 人
備考	
※ 上記届出に基づき次のとおり決定してよろしいでしょうか	
決定区分	1 承認する 2 承認しない
承認しない理由	
(承認条件) いちゅい具志川じんぶん館条例及び同施行規則の規定を遵守すること。	

様式第19号(第13条関係)

いちゅい具志川じんぶん館
施設等損傷・滅失届出書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 商号又は名称 _____
所在地 _____
代表者名 _____ (印)
申請責任者名 _____
連絡先 _____

下記のとおりいちゅい具志川じんぶん館施設等を(損傷・滅失)したので、いちゅい具志川じんぶん館条例第22条及び同施行規則第13条の規定により届け出ます。

損傷・滅失年月日	年 月 日～ 年 月 日
対象室名	
対象物件	
損傷・滅失の内容又は程度	

様式第20号(第17条関係)

いちゅい具志川じんぶん館企業業務室
利 用 料 金 減 額 申 請 書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 商号又は名称 _____
所在地 _____
代表者名 _____ (印)
申請責任者名 _____
連絡先 _____

施設を利用するにあたり、いちゅい具志川じんぶん館条例第19条及び同施行規則第17条の規定により、次のとおり利用料金の減額を願いたいので申請します。

利 用 室 名	
設 立 年 月 日	
業種及び営業種目	
利用開始年月日	年 月 日
減額申請の理由	
減額率及び減額	% 円(年目)
減 額 期 間	年 月 日～ 年 月 日
備 考	

※以下の欄は記入しないでください。

決 定 区 分	1 承認する 2 承認しない
承認しない理由	
(承認条件)	いちゅい具志川じんぶん館条例及び同施行規則の規定を遵守すること。

様式第21号(第18条関係)

いちゅい具志川じんぶん館施設等利用料金減額・免除申請書

年 月 日

指定管理者 様

所属団体名 _____

住 所 _____

代表者名 _____

申請者名 _____

連絡先 _____

施設を利用するにあたり、いちゅい具志川じんぶん館条例第19条及び同施行規則第18条の規定により、次のとおり利用料金の減免を願いたいので申請します。

利 用 施 設					
利 用 目 的					
利 用 日 時	年	月	日(曜日)	時から	時まで
	年	月	日(曜日)	時から	時まで
減額・免除申請の理由					
減 額 率					
正規の利用料金	円	減免額	円	減免後の利用料金	円
備 考					

以下の欄は記入しないでください。

法 定 区 分	1 承認する	2 承認しない
承認しない理由		
いちゅい具志川じんぶん館条例及び同施行規則を遵守すること。		

様式第22号(第19条関係)

いちゆい具志川じんぶん館
施設等利用料金返還請求書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 商号又は名称 _____
所在地 _____
代表者名 _____ (印)
申請責任者名 _____
連絡先 _____

いちゆい具志川じんぶん館条例第20条及び同施行規則第19条の規定により、利用料金を下記のとおり返還請求します。

利 用 許 可	年 月 日	
	第 号	
利 用 室 名		
返 還 理 由		
既納の利用料金	納付年月日	年 月 日
	金 額	円
返 還 請 求 額	円	
備 考		

※以下の欄は記入しないでください。

決 定 区 分	1 返還する	2 返還しない
返還しない理由		

様式第23号(第21条関係)

第 号
年 月 日

うるま市長 様

指定管理者 ㊟

事 業 報 告 書

いちゅい具志川じんぶん館の施設の管理業務について、下記により報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- 3 施設の利用料金の徴収の実績
- 4 施設の維持管理に係る経費の収支状況
- 5 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要な事項

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第3条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第8条関係)
様式第9号 (第8条関係)
様式第10号 (第9条関係)
様式第11号 (第9条関係)
様式第12号 (第9条関係)
様式第13号 (第9条関係)
様式第14号 (第10条関係)
様式第15号 (第10条関係)
様式第16号 (第10条関係)
様式第17号 (第10条関係)
様式第18号 (第12条関係)
様式第19号 (第13条関係)
様式第20号 (第17条関係)
様式第21号 (第18条関係)
様式第22号 (第19条関係)
様式第23号 (第21条関係)